

一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち…綾部

あやべ「人権かがやき」だより

令和4年2月

人権

あなたはどのように
受け止めていますか？

「とても大切なもの」それとも「何だかよくわからない難しいもの」、「自分には関係ないもの」ですか!?

「人権」とは「すべての人が生命と自由を確保し、人間が人間らしく生きる権利」あるいは「だれにとっても大切なもので、生まれながらに持っている権利」であり、日常の思いやりの心によって守られるものです。

「人権」は難しいものではなく、だれでも心で理解し、感じることでできるものです。

しかし、その一方では、同和問題（部落差別）や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍等の人をめぐる人権問題、また、国際化、情報化の進展によってインターネットを悪用した人権侵害、コロナ差別、性的少数者（LGBTQ）など、新たな人権に関わる事象が起っています。

綾部市では、こうした今なお存在する人権問題や新たな人権問題に対応するため、令和2年3月に「第3次綾部市人権教育・啓発推進計画（人権かがやきプラン）」を策定し、

『誰もが安心して心豊かに暮らしていける
真に 人権が尊重される まちづくりの推進』

を基本理念にあらゆる人権問題の解決に向けた取組を進めています。

「他人事」じゃない。「自分事」



人権イメージキャラクター
人KENまる君 人KENあゆみちゃん

「あやべ人権フェスタ2021」を開催しました!!

綾部市と部落解放・人権政策確立要求綾部実行委員会では、市民の人権尊重の意識の高揚を図ることを目的に、8月の人権強調月間に合わせて、令和3年8月1日(日)に「あやべ人権フェスタ2021」を開催しました。

オープニングは、京都市在住の作詞家・鮎川めぐみさんとミュージシャンの「Tomo & Cherry」による広め隊コンサートで京都府人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」を手話を交えて参加者と一緒に歌っていただきました。

続いて人権講演会では「あきらめない心」をテーマに日本初義手の看護師、北京・ロンドンパラリンピック競泳日本代表の伊藤真波さんにご講演いただきました。看護師の夢に向かっていった20歳の時、不慮の事故によって右腕を失い、絶望感から家に引きこもった時期もあったが、苦しいリハビリの中で、自分の障害を受け入れて懸命に頑張っている人たちの姿に触れ、自分も「何事にも負けない」と看護学校に復学し看護師になる夢を実現されました。

また、リハビリで始めた水泳に、本格的に打ち込み、パラリンピック北京とロンドンの2大会に日本代表として出場し、活躍されました。人には他人に言えない傷があっても、大切な人を知ること、他人に優しくできる。挫折に向き合い、夢に挑む「あきらめない心」の大切さをご講演いただき、最後にバイオリンの演奏を披露され、大変感動的な講演会となりました。



人権週間 シトラスリボン啓発に取り組みました!!

12月4日から10日までの人権週間を中心に、人権意識の普及・高揚を図るための「人権を考えるセミナー」と人権福祉センター3館(綾部会館、物部会館、栗文化センター)でシトラスリボン啓発に取り組みました。

セミナー参加者や各館の来館者へ取組の説明と啓発を行い、思いを込めて緑のお花紙を貼っていただき、大きなシトラスリボンを完成させました。



個人のプライバシーなどの権利侵害をふせぐためにあなたも!

戸籍・住民票等の「事前登録型 本人通知制度」に登録を!

Q どのような制度?

◆ 第三者への交付をお知らせ

綾部市が住民票の写しや戸籍謄本などの証明書を第三者に交付した場合、あらかじめ登録されている方に対して交付したことをお知らせする制度です。本制度は、証明書の交付の可否を登録者へ確認したり、交付できないようにする制度ではありません。



《不正取得が問題になっています!》

戸籍謄本や住民票の写しなどには、大切な個人情報が含まれています。そのため、交付を請求できるのは、本人や家族、代理人のほか、自己の権利行使や義務を履行するために必要な場合や、8士業（弁護士、弁理士、司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、海事代理士）が業務上必要な場合などに限定されています。

しかし、法に基づく請求に見せかけ、不正な使用を目的とした請求による不正取得が後を絶たないのが現状です。

Q 制度のメリットは?

- ◆ 市からの通知により、不正取得の早期発見が期待できます。
- ◆ 多くの人が登録することで、不正取得を抑止する効果が期待できます。
- ◆ 同一世帯又は同一戸籍の人は、1枚の申請書で各自が自署することにより、登録することができます。

Q 登録の方法は?

申請書（下記申込先窓口のほかホームページでダウンロード可）を申込先に提出又は郵送してください。

- ◆ 申込先：綾部市役所 市民・国保課窓口／綾部会館／物部会館／栗文化センター／上林いきいきセンター

- ◆ 必要書類：申請書、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、保険証など）

※綾部市のホームページ（暮らし>戸籍・住民の手続>登録型本人通知制度）

HPアドレス <http://www.city.ayabe.lg.jp/>

お問い合わせ

綾部市役所 市民・国保課 戸籍住民担当
〒623-8501 綾部市若竹町8-1
電話 0773-42-4245（直通）

トラスリボンプロジェクトとは



citrus Ribbon
PROJECT

「シトラスリボンプロジェクト」とは、コロナ禍で生まれた差別、偏見を耳にした愛媛県の有志グループ「ちょびっと 19+」が進めるプロジェクトです。

誰もが新型コロナウイルス感染症に感染するリスクがある中、たとえ感染しても地域や職場（学校）の中で笑顔あふれる暮らしを取り戻せることの大切さを伝え、それぞれの暮らしの中で「ただいま」「おかえり」が言いあえる、受け入れられる雰囲気をつくり、安心・安全が守られるまちづくりを目指す取り組みです。

リボンやロゴで表現する3つの輪は、「地域」「家庭」「職場（学校）」を象徴しています。

シトラスリボンプロジェクトの詳細については
以下のホームページをご覧ください。

シトラスリボンプロジェクト公式ホームページ <https://citrus-ribbon.com/>



手作りリボンの作り方の動画なども紹介されています。ひとりでも多くの皆さまにご賛同いただき、すべての人に優しさと思いやりの心を表すシトラスリボンの輪を広げましょう。

あなたとつながる 相談窓口

～ひとりで悩まないで、まず相談してください。～

〔綾部市〕

相談名	内 容	申込・問い合わせ先
人 権 相 談	いやがらせ、強要、差別、いじめ、虐待、子どもや高齢者の人権、その他人権に関する事などの相談	人権推進課 ☎0773-42-4249（直通）
女 性 相 談	自分の生き方や性格、結婚、離婚、夫婦、男女関係、親子関係、配偶者・恋人からの暴力（DV）、セクシャル・ハラスメントなどの相談	あいセンター （男女共同参画センター） ☎0773-42-1801
家 庭 児 童 相 談	育児、養護、虐待など子どもに関する相談	こども家庭支援相談室（こども支援課） ☎0773-40-1088（直通）
教 育 相 談	不登校、非行、就学援助、発達障害等の相談	教育相談センター（学校教育課） ☎0773-42-1214
障 害 者 相 談	在宅で障害のある人の日常生活の向上のための相談	障害者支援課 ☎0773-42-4318（直通）
こころの健康に関する相談	こころの健康や病気についての相談	
消 費 生 活 相 談	消費生活や多重債務に関する相談	消費生活センター（商工労政課） ☎0773-42-4263（直通）
健 康 相 談	健康に関する相談	保健福祉センター（保健推進課） ☎0773-42-0111

〔国・京都府〕

相談名	内 容	申込・問い合わせ先
人権問題法律相談 ～京都府人権リーガル レスキュー隊～	差別的な取扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、京都弁護士会の弁護士による相談	舞鶴総合庁舎 ☎0773-62-2500
みんなの人権 1 1 0 番	人権問題一般についての相談	全国共通（電話相談・面接（要予約）） ☎0570-003-110
女性の人権 ホットライン	女性の人権問題全般についての相談	全国共通（電話相談・面接（要予約）） ☎0570-070-810
子どもの人権 1 1 0 番	子どもの人権問題全般についての相談	全国共通（電話相談・面接（要予約）） ☎0120-007-110
外国語人権相談 ダイヤル	日本語を自由に話せない方からの人権相談に応じるための通訳を配置した専用電話	全国共通 ☎0570-090-911
Foreign-language Human Rights Hotline		

発行：綾部市 市民環境部 人権推進課

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8-1 TEL 0773-42-4249 / FAX 0773-42-4406

E-mail jinkensuisin@city.ayabe.lg.jp